（令和8年10月版）



令和9年度

保育所等入所のしおり



当市では、令和9年度の保育所等への入所希望者を次のとおり受け付けます。
申込み手続きや提出書類などについて記載しておりますので、よくご覧のうえ、お申込みください。

※このしおりの保育所等とは、認可保育所、認定こども園、事業所内保育所のことです。

申込受付期間
一次募集：令和8年12月１日（火）から令和8年12月28日（月）まで
二次募集：令和9年 2月4日（木）から随時募集
(一次募集で定員に満たない保育所等)
※令和９年４月１日付で入所希望の方は、令和９年２月２６日までに申込みが必要です。

もくじ

１．保育所等に入所するには　・・・・・・・・・・・・・・・P1
２．保育の実施期間（入所期間）について　・・・・・・・・P2
３．入所申込みの手続き及び入所決定までの流れ　・・・・P3
４．育児休業中の入所について　・・・・・・・・・・・・・P3
５．ならし保育について　・・・・・・・・・・・・・・・・P3
６．変更手続きについて　・・・・・・・・・・・・・・・・P4
７．退所について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
８．継続入所（現況届）について　・・・・・・・・・・・・P4
９．入所申込み提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・P5
１０．益田市保育所等施設一覧　・・・・・・・・・・・・・P7

申込・問い合わせ先（市担当窓口）

益田市福祉環境部子ども福祉課
益田市駅前町１７番１号 駅前ビルＥＡＧＡ1階
TEL：０８５６－３１－１３８０
美都地域総務課
TEL：０８５６－５２－２３１２
匹見地域総務課
TEL：０８５６－５６－０３０２

1 保育所等に入所するには

☆教育・保育給付認定について☆

保育所等の利用を希望する方は、当市の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
申請に基づき、保育の必要性を判定して、支給認定証を交付します。

３つの認定区分

認定区分	年齢と保育の必要性	給付内容	主な利用先
１号認定	**満３歳以上**で、教育を希望される場合	●教育標準時間（６時間程度）	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
２号認定	**満３歳以上**で、「保育を必要とする事由（下記参照）に該当し、保育を希望される場合	●保育標準時間 ●保育短時間	保育所、認定こども園（保育所部分）
３号認定	**満３歳未満**で、「保育を必要とする事由（下記参照）に該当し、保育を希望される場合	●保育標準時間 ●保育短時間	保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業

保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする２号認定・３号認定については、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けることが必要となります。

なお、他の事由についても、世帯の状況に応じて「保育の必要量」の判定を行います。

利用区分	就労時間	施設利用可能時間
保育標準時間（主にフルタイムの就労の方）	120時間以上／月	11時間／日
保育短時間（主にパートタイムの就労の方）	48時間以上／月	8時間／日

※利用時間は施設により異なります。施設ごとに定める時間帯以外の利用については延長保育となります。

☆保育を必要とする事由☆

◆保育所等に入所できるのは益田市に居住しており、次のような事由で保育の必要性を認定された児童です。

「保育の必要性」の事由

1．就労（月48時間以上）
2．妊娠、出産
3．保護者の疾病、障がい
4．同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5．災害の復旧に当たっている
6．求職活動（起業準備を含む）
7．就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
8．虐待やＤＶのおそれがあること
9．育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
10．その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※その他、入所要件に該当するかどうか分からない場合は市担当窓口に直接お問合せください。

☆利用調整☆

◆当市が定める利用調整の基準に基づき優先順位をつけ、申請者の希望や施設の利用状況などにより入所の調整を行います。

◆優先利用について
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

◆同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合は優先度が低くなります。

2 保育の実施期間（入所期間）について

生後２カ月から下記の有効期間までが実施期間（入所期間）になります。

認定区分	保育認定事由	保育必要量	有効期間
２号認定 （満３歳以上）	就労	保育標準時間 保育短時間	小学校就学まで
	妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日の前後８週間 ※終了期限は産後８週経過する日の翌日の月末か、 小学校就学まで
	疾病・負傷・障害	保育標準時間 保育短時間	小学校就学まで
	介護・看護	保育標準時間 保育短時間	小学校就学まで
	災害復旧	保育標準時間	小学校就学まで
	求職活動	保育短時間	同日から90日を経過する日の月末まで ※期間の末日までに小学校に就学する場合はその時まで
	就学・職業訓練	保育標準時間 保育短時間	保護者の卒業予定日又は修了予定日の月末まで ※期間の末日までに小学校に就学する場合はその時まで
	虐待・DV	保育標準時間	小学校就学まで
	育児休業時の継続利用	保育標準時間 保育短時間	育児休業が終了する日の月末まで ※期間の末日までに小学校に就学する場合はその時まで
	その他	保育標準時間 保育短時間	事情を勘案して市長が適当と認める期間
３号認定 （満３歳未満）	就労	保育標準時間 保育短時間	満３歳に達する日の前々日まで
	妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日の前後８週間 ※終了期限は産後８週経過する日の翌日の月末か、 満３歳に達する日の前々日まで
	疾病・負傷・障害	保育標準時間 保育短時間	満３歳に達する日の前々日まで
	介護・看護	保育標準時間 保育短時間	満３歳に達する日の前々日まで
	災害復旧	保育標準時間	満３歳に達する日の前々日まで
	求職活動	保育短時間	同日から90日を経過する日の月末まで ※期間の末日までに満３歳に達する場合はその前々日まで
	就学・職業訓練	保育標準時間 保育短時間	保護者の卒業予定日又は修了予定日の月末まで ※期間の末日までに満３歳に達する場合はその前々日まで
	虐待・DV	保育標準時間	満３歳に達する日の前々日まで
	育児休業時の継続利用	保育標準時間 保育短時間	育児休業が終了する日の月末まで ※期間の末日までに満３歳に達する場合はその前々日まで
	その他	保育標準時間 保育短時間	事情を勘案して市長が適当と認める期間

申込みの前に！



希望の保育所等を見学してみることをお勧めします。

保育環境や保育方針を確認してみましょう。

3 入所申込みの手続き及び入所決定までの流れ

園見学

↓

入所申込みの手続き

◆申込み先… 市担当窓口

窓口までお越しください（特別な場合を除く）

郵送でも受け付けますが、一次募集を希望する場合は、期日までに必着でお願いします。また、日中対応可能な連絡先を記入してご提出ください。

◆提出書類… 教育・保育給付認定（変更）申請書兼入所申込書、就労証明書等（詳細は5ページ）

◆申込締切… 原則入所希望日の**2週間前**

余裕を持った早めのお申込みにご協力をお願いします。

✿注意✿
必要書類は、原則としてすべて揃えて事前に提出してください。
事前に提出することが困難な場合は、市担当窓口までご連絡ください。

↓

教育・保育給付認定

◆提出書類等により認定要件を満たしているか確認します。（詳細は１ページ）
不明な点がある場合は、申請者や就労先へ電話確認を行うことがあります。

↓

支給認定証交付

↓

利用調整

↓

入所内定

◆入所が内定した方には、支給認定証と入所内定通知書を送付します。
- 一次募集申込みの方：2月中旬～3月下旬
- 二次募集申込みの方：随時送付（原則申請のあった日から１ヶ月以内）

↓

入所決定

◆「入所承諾書」または「保育料決定通知書」を保護者宛てに送付し、保育料等をお知らせします。
- 一次募集申込みの方　：3月下旬
 （6月以降入所希望の方は入所希望日の2週間前を目途に送付予定です。）
- 二次（随時）募集申込みの方　：入所日の2週間前を目途に送付予定です。

4 育児休業中の入所について

育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則申込めません。

ただし、育児休業開始前から既に保育所に入所しているきょうだいについては環境の変化による影響を考慮する観点から、継続して入所することができます。

5 ならし保育について

育児休業明けの入所について、保育実施開始日は原則として育児休業明けの日となりますが、保護者の希望により最長2週間前から「ならし保育」での入所が可能です。

また、新たに就労する場合も同様に就労開始日の最長2週間前から「ならし保育」での入所が可能です。

※「ならし保育」は入所と同様の扱いになります。申請時には「ならし保育」を含めた入所日をご記入ください。

6 変更手続きについて

◆入所後に家庭の状況が変わったときは、下記の必要書類と合わせ、教育・保育給付認定（変更）申請書兼入所申込書を必ず提出する必要があります。

変更の内容	必要書類等
勤務状況が変わった	就労証明書
離職し求職中となった	ハローワークカードまたは求職活動状況報告書など、求職中であることが分かる書類
出産2ヶ月前になった	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ)
世帯の状況が変わった（婚姻・離婚等）	市担当窓口までお問合わせください
修正申告等により、年度途中で課税額が変更となった	申告書の写し等、税額が変更となったことが分かる書類
転出した	退所届（継続希望の方は、市担当窓口までお問い合わせください）
その他	市担当窓口までお問合わせください

◆保育の必要性（保育を必要とする事由）・保育の必要量（保育利用時間）が変更となる場合、教育・保育給付認定についても変更申請が必要です。

◆認定内容等の変更については、原則、届け出があった月の翌月から変更となります。

7 退所について

◆ご家庭の都合で退所する場合は、保育所等施設または市担当窓口になるべくお早めにご連絡ください。
※月の末日が休日の月で、休所日でない最後の日に退所する場合は、月途中退所にはなりません。

◆支給認定証は原則返還していただくことになります。退所手続きの際、必ずお持ちください。

8 継続入所（現況届）について

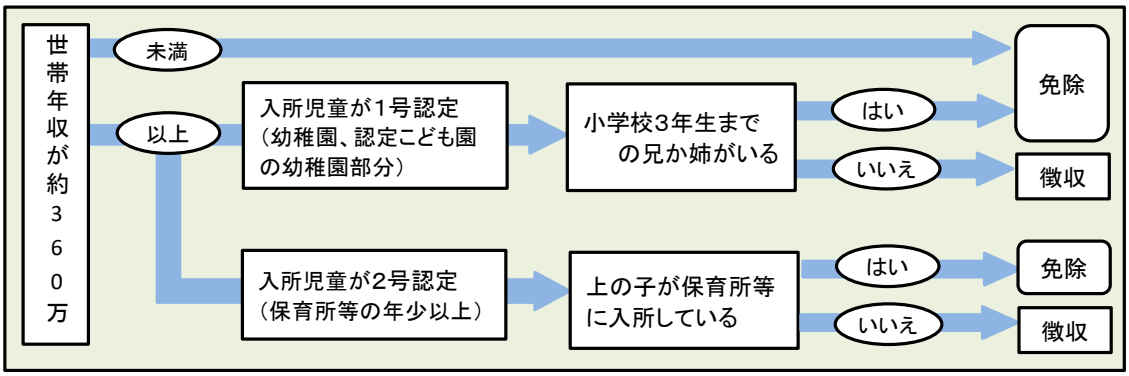
◆既に保育所に入所しているお子さんについては、次年度も継続して入所を希望するかどうか確認するため「現況届兼保育所継続入所確認書」の提出をお願いしています。

◆関係書類は毎年11月下旬を目途に保育所等を通じて保護者の皆さんに配布します。

★給食費について★　**※支払方法等については、各施設にお問合わせください。**

給食費については主食費分と副食費分をまとめて保育所にお支払いいただくことになります。

※次に当てはまる場合は、副食費の徴収が免除となります。



※３号認定児童の給食費については保育料に含まれているため、別途徴収はありません。
年度途中で３号から２号へ認定変更となる方も同様です。

※年度途中で３号から１号へ認定変更となる方は、徴収となる場合がございます。

※主食費については免除制度対象外のため、世帯状況に関わらず徴収されます。

※給食費の金額は、各施設にお問合わせください。

9 入所申込み提出書類

提出書類に不備がある場合、入所決定できないことがあります。必ず入所日までに提出書類を揃えてください。

①教育・保育給付認定(変更)申請書兼入所申込書(１世帯につき１部)

◆裏面も忘れずにご記入ください。

◆随時入所を希望される場合の締切日は、原則入所希望日の**２週間前**ですが、入所決定を円滑に進めるため、余裕を持った早めのお申込みにご協力をお願いします。

◆月の途中で入所する場合は、入所した日から日割りで保育料を計算します。

ただし、次の場合は日割り計算しません。

・月の初日が休所日の月で、休所日でない最初の日に入所する場合

②保育を必要とすることを証明する書類(１世帯につき父母それぞれに１部)

◆保護者が誰も保育できないことを確認する必要があります。父親・母親両方の書類を提出してください。

◆保護者の状況ごとに必要な書類を提出してください。

◆その他必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

◆「就労証明書」の様式は市担当窓口または各保育所、当市ホームページにあります。

事由	提出が必要な書類の内容	必要書類
①就労	①会社員・自営業(個人事業主または専従者)・農漁業(個人事業主または専従者)などで就労中(予定)の方 ②育児休業中から職場復帰予定の方	就労証明書 (育休から復帰の場合は、育児休業期間の記載が必要)
②妊娠・出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産の方	母子健康手帳 (表紙と出産予定日が分かるページ)
③疾病・障害	保育を必要とする理由が、病気・障害(保護者本人)の方	医師の診断書または身障・療育・精神保健手帳などの写し
④介護・看護	保育を必要とする理由が、同居または入院等している家族に対する介護・看護の方	医師の診断書または身障・療育・精神保健手帳などの写し
⑤災害復旧	災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧のため保育できない方	罹災したことが分かる書類
⑥求職活動	就業に向けて求職活動(起業準備も含む)を行っている方	求職中であることが分かる書類 求職活動状況報告書または求職カード、雇用保険受給資格者証、失業認定申告書の写しなど
⑦就学	就学(職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む)している方	在学証明書、学生証、時間割などスケジュールが分かるもの
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがある方	内容が分かる書類 ※事前に市担当窓口にご相談ください。
⑨育休継続	育児休業取得中に、既に保育を利用されている子どもがいて継続利用が必要である方	就労証明書 (育児休業期間の記載が必要)
⑩その他	その他、上記と同様な状態であると当市が認める場合	当市が認める書類

※上記のいずれにも該当しない場合または判断できない場合は、市担当窓口までお問い合わせください。

③口座振替依頼書(１世帯につき１部)　　**※公立及び私立保育所を利用する方**

保育料の支払いについては原則、指定の金融機関口座(ゆうちょ銀行を含む)からの自動引落し(口座振替)をお願いしています。振替日は毎月末日です。

(月の末日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日が振替日となります。)

※申込み時点で保育所に入所している兄弟姉妹がいるご家庭で、口座振替の手続きをしておられる場合、口座振替依頼書の提出は不要です。

※口座振替なら納付のために毎月金融機関窓口に行く手間も省け、納め忘れも少なくなります。

保育料納付はぜひ安心、便利な口座振替で！

※ご利用の金融機関窓口にご提出ください。

④その他　　※下記事由に該当する方のみ

事由	提　出　書　類
令和８年１月１日現在、益田市以外で住所登録をしていた方 または 単身赴任の方	子ども福祉課がマイナンバー制度の情報連携に基づき、課税自治体から所得課税情報を取得します。（世帯状況によっては所得課税情報の確認ができる書類の提出を求めることがあります。）
未申告の方	令和8年度の市・県民税が未確定の方は、至急、申告を済ませて、課税証明書等を市に持参してください。市民税額が未確定の場合には、認定が保留されます。
海外赴任の方	益田市転入前が海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、昨年中の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

※令和9年度9月以降の保育料については、令和9年度市民税額から算定することとなりますので、
　令和９年度９月以降の入所の場合、令和９年度の書類が必要になります。

★保育料について★

保育料は、児童の父母（又は扶養義務者）の令和８年度市民税額から算定した金額で毎月納めていただきます。令和９年9月以降の保育料については、令和９年度市民税から算定することとなりますので、8月末頃にお知らせする予定です。
※同一生計で、家計の主宰者と認められる祖父母（扶養義務者）がいる場合は、その方の市民税額を保育料の算定根拠に含めることになります。

令和元年10月1日より3～5歳の全ての子どもたちの保育料が無償化になりました。
※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。



10 益田市保育所等施設一覧

(R8.10.1現在)

種別	施設名	定員(人)	住所	連絡先	開所時間（延長時間含む）	特別保育等		
						一時	休日	放課後
認定こども園	益田ひかり保育所	89	七尾町7−5	22-1467	7:15～18:15（6:45～21:15）	○	○	○
認定こども園	明星保育園	30	須子町18−13	23-4588	7:20～18:20（7:20～19:20）	○	−	○
認定こども園	吉田こども園	70	水分町7−50	22-1730	7:30～18:30（7:15～19:30）	○	○	−
認定こども園	神田保育園	49	神田町イ192-9	25-2094	7:15～18:15（7:15～19:15）	○	○	−
認定こども園	原浜保育所	100	久城町1017-7	23-0567	7:10～18:10（7:00～19:30）	○	○	○
認定こども園	益田天使幼稚園	30	中吉田町269-1	22-1477	7:30～18:30（7:30～18:30）	−	−	−
認定こども園	まどころナーサリースクール	59	中島町ロ123-2	23-5470	7:30～18:30（7:30～19:00）	○	−	○
認定こども園	遠田保育園	40	遠田町782−1	27-0055	7:15～18:15（7:15～19:15）	○	○	−
認定こども園	須子こども園	67	須子町27−17	23-1709	7:15～18:15（7:00～19:30）	○	○	○
認定こども園	須子こども園かもしま園	20	かもしま東町12-6	25-7330	7:15～18:15（7:00～19:30）	○	○	○
私立	中須保育所	60	かもしま東町5-6	22-3215	7:00～18:00（7:00～19:00）	○	−	○
私立	高津保育園	80	高津１−40−13	22-4217	7:15～19:15（7:15～19:15）	○	−	○
私立	まるに保育所	20	白上町イ1111−3	28-0090	7:30～18:30（7:00～19:00）	○	−	−
私立	若葉保育園	20	横田町86−2	25-1298	7:00～18:00（7:00～19:00）	○	○	−
私立	横田保育園	20	横田町1817−3	25-1001	7:00～18:00（7:00～19:00）	○	−	−
私立	梅賀山保育園	20	本俣賀町５	25-2905	7:00～18:00（7:00～19:00）	○	−	−
私立	小野保育所	20	小浜町471−3	28-0045	7:15～18:15（7:15～19:15）	○	−	○
私立	北仙道保育所	20	大草町1088−10	22-7301	7:30～18:30（7:30～19:00）	○	−	○
私立	真砂保育園	20	波田町イ481	26-0106	7:00～19:00（7:00～19:00）	○	−	○
私立	鎌手保育所	20	西平原町580−5	27-0578	7:30～18:30（7:00～19:00）	○	−	○
私立	雪舟保育所	90	乙吉町イ1202	22-8658	7:30～18:30（7:15～19:15）	○	○	−
私立	葵保育園	90	赤城町5−17	23-0530	7:30～18:30（7:15～19:15）	○	○	○
私立	常盤乳児園	30	常盤町4−22	22-0951	7:15～18:15（7:15～19:15）	○	−	−
私立	緑ヶ丘保育所	90	高津8-14-8	23-1283	7:15～18:15（7:00～19:15）	○	−	−
私立	川登保育園	37	川登町107	28-1067	7:30～18:30（7:00～19:00）	○	−	○
私立	豊川保育園	30	大谷町347−8	22-1629	7:30～18:30（7:00～19:00）	○	−	−
私立	めばえ保育園	70	東町29−48	22-7343	7:20～18:20（7:00～19:20）	○	○	○
私立	すみれ保育園	50	東町3−21	23-2655	7:20～18:20（7:20～19:50）	○	−	○
私立	都茂保育所	20	美都町山本イ5−9	52-2006	7:30～18:30（7:00～19:30）	○	−	○
私立	東仙道保育所	20	美都町仙道253−3	52-2033	7:30～18:30（7:00～19:30）	○	−	−
公立	匹見保育所	10	匹見町匹見イ１２２５	56-0023	7:15～18:15（7:15～19:15）	○	−	○
私立	うめっこハウス	5	高津4-6-40	22-8588	7:00～18:00（7:00～19:15）	−	○	−

※保育短時間（８時間保育）の利用時間や特別保育の内容は各施設により異なります。詳しい利用時間や内容については、各施設へお問い合わせください。